

## 令和8年度 給与支払報告書 電算処理用連続用紙について

世田谷区では、区内にある事業所を対象として、給与支払報告書の電算処理用連続用紙を課税課窓口で配布します。この用紙は、手書き作成用と同じ様式で、電算処理用の連続用紙（A5版4枚複写）です。ドットプリンターを使い給与支払報告書を印刷することができます。

配布を希望される場合は、下記4の注意事項をご覧の上、別紙の申込書を郵送またはFAXでお送りください。

1 申込期限 令和7年5月30日(金) (厳守)

2 申込先 〒154-8554  
世田谷区世田谷 4-21-27  
世田谷区財務部 課税課 事務調整係(連続用紙担当)  
電話 03-5432-2166  
FAX 03-5432-3037

3 配布時期 令和7年11月中旬予定

### 4 注意事項

- ① 申込書の各項目をみれなくご記入ください。
- ② 会計事務所等が複数の事業所事務を代行する場合、事業所別の必要枚数の内訳を添付してください。
- ③ 令和7年10月下旬に、はがきで配布日時をお知らせする予定です。
- ④ 申込期限は厳守してください。
- ⑤ 事業所において本店と支店で重複して申し込むことがないようにご注意ください。
- ⑥ 配布対象は世田谷区内にある事業所に限ります。世田谷区外に移転された場合、電算処理用連続用紙については、移転先の区市町村の税務担当課にお問い合わせください。
- ⑦ 郵便事故等による申込用紙の未着については、当区では責任を負いかねます。
- ⑧ 令和9年度用より給与支払報告書電算処理用連続用紙は廃止予定です。eLTAX への移行をお早めにお願いたします。

■ 手書き作成用の給与支払報告書(バラ分)については、申込不要です。令和7年11月中旬より課税課の窓口で配布します。

令和 8 年度 給与支払報告書 [電算処理用連続用紙] 申込書

(ふりがな) 事業所名			
所在地	〒 世田谷区 号	丁目	番
担当部署		担当者名	
電 話		FAX	
対象人員	人	必要枚数	枚

申込期限 令和 7 年 5 月 30 日(金) (厳守)

世田谷区からのご案内

令和 3 年度より前々年の税務署に提出すべき源泉徴収票等が 100 枚以上の事業所については、給与支払報告書等を e L T A X (エルタックス)\*等により提出することが義務づけられています。

世田谷区では、個人情報保護の観点からも、住民税の申告手続き（給与支払報告書、異動届出書等の提出）と税務署への源泉徴収票提出手続きの軽減を図るためにも、インターネット経由で電子申告ができる e L T A X のご利用を推奨しています。

eL TAX による給与支払報告書の提出は、CSV 等で簡単にインポートでき、1 回の送信で複数の区市町村への申告と税務署への源泉徴収票の提出が同時にできるメリットがあります。また、eL TAX は LGWAN 回線を利用しているため、セキュリティも確保できます。法定調書が 100 枚未満の事業所におかれましても、この機会に eL TAX の利用をぜひご検討ください。

※令和 9 年度用より給与支払報告書電算処理用連続用紙は廃止予定です。

eL TAX への移行をお早めにお願いたします。

※全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムで、地方税共同機構が管理運営を行っています。詳しくは eL TAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。